

大口町告示第16号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、平成22年3月1日から本町建設部都市整備課に備え縦覧に供する。

平成22年3月1日

大口町長 森 進

1 供用及び処理開始年月日

平成22年4月1日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町上小口三丁目並びに外坪一丁目、外坪四丁目、外坪五丁目及び新宮二丁目の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口左岸1号幹線
起点	大口町豊田三丁目地内
終点	大口町二ツ屋二丁目地内
摘要	五条川左岸流域下水道大口幹線に接続

幹線名	大口左岸 3 号幹線
起点	大口町新宮二丁目地内
終点	大口町外坪五丁目地内
摘要	五条川左岸流域下水道大口幹線に接続

幹線名	大口右岸 5 - 1 号幹線
起点	大口町余野三丁目地内
終点	大口町上小口二丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道 3 号幹線に接続

4 分流式又は合流式の別
分流式

5 関係図書
別添のとおり

